

「収益認識に関する会計基準（案）」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」に関するコメントについて

平成 29 年 10 月 20 日
東邦ガス株式会社 財務部

平成 29 年 7 月 20 日付で公表されました企業会計基準公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準（案）」等に関して、以下のとおりコメントを提出いたします。

質問 4（代替的な取扱いに関する質問）

（質問 4）重要性等に関する代替的な取扱い（収益認識適用指針案第 91 項から第 102 項）に関する質問

本公開草案における IFRS 第 15 号における取扱いとは別の重要性等に関する代替的な取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の提案に同意いたします。

ガス事業で行っている検針日基準による収益計上について、新会計基準適用後も継続できるよう、適用指針における「代替的な取扱い」として認めていただきたく、以下のとおり要望いたします。

（要望内容）

- ガス事業法では、能率的な経営の下における適正な原価を料金回収することが認められているため、ガス事業者は全ての需要家に対する月末日時点でのガス販売量を計測するのではなく、月間で分散して検針を行うことによりガス販売量を特定し、それにもとづきガス料金を請求している。
- こうしたガス事業における実務慣行や法人税法上での収益計上基準として認められていることを理由に、ガス売上に係る収益認識基準は従来から「検針日基準」が適用されてきた。
- 一方、「収益認識に係る会計基準（案）」（以下、新会計基準）に照らし、ガスの供給義務を「一定の期間にわたり充足される履行義務」（契約期間（事業者がガス使用申込みを承諾した時点から解約まで）にわたり供給義務が発生し、その間需要に応じて供給を行う都度、履行義務が充足されるものと見なされる）として整理した場合、検針日から月末日までのガス売上を見積計上する必要が生じるものと考えられる。
- しかし、以下の理由からガス売上に係る収益認識基準は、従来通り「検針日基準」を適用すべきであると考え、適用指針における代替的な取扱いとして、「検針日基準」の適用を認める取扱いを定めていただきたい。

(1) 見積りの不確実性

- ・ガス売上の見積りを行う場合、ガス販売量と適用単価を予測する必要があるが、ガス販売量は、気温・水温や需要構成の変化（生産ラインの稼働状況や契約内容の変更など）等のガス事業者が予測・コントロールできない要因の影響を強く受けるため、見積りの不確実性が高い。
- ・ガス料金（料金単価）は、多くの事業者が原料費調整制度を適用しており、料金単価を見積るためには原料費の変動を予測しなければならない。
また、販売量に応じて適用される料金が変わるため、検針により各需要家へのガス販売量を確定させなければガス料金を算定することができない。
- ・仮に見積りを行ったとしても、検針日以外での検針は行わないことから、会計期間における実際のガス販売量は確定せず、実績との比較により見積りの合理性を検証することはできない。

(2) 重要性

- ・検針日基準を継続しても、収益認識の期ズレは小さく、収益を認識する期間は同じ（1年間）であることから、新会計基準を適用する初年度期首には一定のズレが生じるものの、初年度以降の期間損益に大きな影響はなく、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせるものではない。

(3) 諸外国のガス事業制度との比較

- ・諸外国では検針の頻度は少なく不定期に行っており、最終検針日以降期末日までの収益を見積らなければならないが、日本では毎月検針を行っており、見積りが必要な期間は短い。その短期間において不確実性が高い見積りを行うよりも、検針日基準を適用した方が合理的であると考えられる。

(4) その他

- ・仮に検針日基準の適用が認められず、ガス売上の見積計上が必要となった場合は、実務面で多大な負荷がかかるものと想定され、会社規模によっては対応が困難であると考えられる。
- ・また、事業者ごとに多様な見積りの方法が採用された場合は、結果として財務諸表間の比較可能性が損なわれる懸念がある。

以上